

災害時における医療コンテナ等医療用設備・資機材の供給に関する協定

高知県（以下「甲」という。）と一般社団法人 医療コンテナ推進協議会（以下「乙」という。）は、地震、津波及び風水害又は事故により高知県内に所在する施設、設備等に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の医療コンテナ等医療用設備・資機材（以下「医療コンテナ等物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、国内で災害が発生した場合において、災害救助法（昭和22年法律第118号）、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）、高知県地域防災計画及び高知県災害時医療救護計画に基づき、甲が行う災害時医療対策に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害時において医療救護活動を行うにあたり、医療コンテナ等物資の確保が必要と認めるときは、乙に対し、調達可能な医療コンテナ等物資の調整及び供給を要請することができる。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）医療コンテナ（診察、治療、検査等）
- （2）付属設備（トイレ、流し、エアコン、電気設備他）
- （3）発電機（2.2KVA～100KVA）
- （4）医療機器（ポータブルレントゲン、簡易血液検査機器、エコー、心電計等）
- （5）医療消耗品（注射、採血、手袋等）
- （6）什器・備品（診察台、ベッド、デスク、受付台等）
- （7）その他甲が指定する物資

（物資供給への協力）

第4条 乙は、甲からの要請を受けたときは、特別な理由がない限り甲の指示に従い、速やかに応急対策業務に努めるものとする。

（物資の引渡しと設置）

第5条 医療コンテナ等物資の引渡し及び設置は、原則として甲が指定する場所において乙により行うものとする。ただし、乙が運搬及び設置することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 医療コンテナ等物資の撤去及び運搬についても、前項と同様とする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が活動及び物資の供給を行った場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- （1）第3条に掲げる物資の調達・運用・撤収に要する経費（医療コンテナ設置前の調査を含む）
- （2）前号に掲げるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

（車両の通行）

第7条 甲は乙が災害時に物資を運搬する際には、乙の車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（実施の報告）

第8条 乙は、医療コンテナ等物資の調達及び供給を行ったときには、全ての活動終了後速やかに活動報告を甲に行うものとする。

（連絡担当者の指定）

第9条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙は、連絡担当者を定めておくものとする。連絡担当者に変更があった場合には、速やかに相手側に報告するものとする。

（平時の活動）

第10条 甲乙は、この協定に基づく物資の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から情報交換及び必要な訓練を行うよう努めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙のいずれからも文書による意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

（雑則）

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年2月20日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県知事

乙 東京都千代田区二番町9-2 日興ロイヤルパレス二番町第2 802

一般社団法人 医療コンテナ推進協議会

代表理事